

新潟市表彰条例及び施行規則の一部改正（案）に対する意見募集結果について

新潟市表彰条例及び施行規則の一部を改正するにあたり、その原案につきまして、市民の皆さまから意見を募集しました。

市民の皆さまからいただいたご意見と、市の考え方について公表します。なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、ご了承ください。ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

■募集期間

平成28年12月19日（月曜）～平成29年1月18日（水曜）

■広報手段

市報にいがた、市ホームページに掲載

市政情報室、各区役所地域課、各区役所の出張所、中央図書館、秘書課にて資料を配布及び閲覧

■ご意見の提出状況

提出者数：2人（提出方法：窓口1人、郵送1人）

提出件数：2件

■結果公表場所

以下の場所でも意見募集の結果を閲覧できます。（閉庁日、閉館日は除きます）

市政情報室（市役所本館1階）、各区役所地域課、各区役所の出張所、

中央図書館、秘書課（市役所本館3階）

■問い合わせ先

新潟市 秘書課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（市役所本館3階）

電話：025-226-2045

FAX：025-222-0820

E-mail：hisho@city.niigata.lg.jp

新潟市表彰条例及び施行規則の一部改正（案）に対する
ご意見と市の考え方について

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	一部改正（案）に賛同します。	原案のとおり、一部改正を行います。
2	「最高位の表彰ならば生涯に一度のみで良いのではないか」について最高位といえども功労の内容が異なっている場合はそれぞれについて表彰してもいいのではないだろうか。	<p>ご指摘のとおり、これまでに表彰を受けた方の中にも、多方面で功績を残されてきた方がいらっしゃいました。</p> <p>そのような方に対して、それぞれの分野で表彰を行うことも一つの考え方ですが、これまでの表彰においては、対象となる方の功労の内容を総合的に評価し、そのなかでも、より適当と思われる分野において表彰を行ってきました。</p> <p>そのような過去の経緯もあることから、原案のとおり、表彰は原則として一度のみとしますが、一度表彰を受けた後に別途抜群の功績を挙げるなど、特に市長が必要と認める場合は、再度以上表彰を行うことができるものとする旨の「ただし書き」を残します。</p>